



商店会の解散に向けて

大田区産業経済部産業振興課
令和7年3月

商店会の解散に関するお悩みは 産業振興課・地区担当へご相談ください

区内の商店会の多くが数十年以上、長くて百年近い歴史を持ち、地域に根差した団体として活動が続けて来られました。

その歴史のなかで、商店会の解散は地域にとっても大きな意味を持ちます。

また、財産処分から解散届の提出まで、案件により約 3 年間ほどの期間を要します。産業振興課は、商店会のお話を伺いながら、検討事項や作業の洗い出し、補助金や様式のご案内など、手続きの着手から解散まで一貫してご支援します。

気になる点がありましたら、いつでも各地区担当へご相談ください。

商店会の解散に向けた4つの段階

第1段階

●商店会内の意思統一

- ・商店会役員・会員間で解散準備を始めることを確認します。
- ・解散に向けたスケジュールの共有をします。

第2段階

●財産の処分

- ・装飾灯、アーチ、アーケード、防犯カメラ等の財産を処分する。
- ・区街路灯の設置など、区役所の各部署との調整を行う。
- ・装飾灯撤去に関する補助金等、必要な手続きを行う。

第3段階

●残余金の整理

- ・最終的な支払・入金が終了後、残余金を確認する。
- ・残余金を整理（清算）する。

第4段階

●解散届の提出

- ・大田区産業振興課へ解散届を提出します。
※解散届には解散を決定した際の総会議事録の添付が必要です。

第1段階 商店会内の意思統一

1 大田区 産業振興課 地区担当への連絡

解散をお考えの場合は、まず産業振興課へご連絡ください。
商店会の状況を伺いながら、今後のスケジュールや必要な作業の確認をお手伝いします。

2 解散に向けたスケジュールの確認

装飾灯等の処分や残余金清算、解散届の提出までのスケジュールを確認します。

【ポイント】

- ・スケジュール表（4ページ参照）に年度を記入するなどして、会合資料としてご活用ください。
- ・この段階から残余金の試算、清算案についても検討を始めることが重要となります。
- ・補助金を活用し設置した装飾灯や防犯カメラを所有している場合、経過年数にご注意ください。

3 解散準備に向けた意思を確認

総会・役員会などを開催し、商店会内で解散準備に向けた意思を確認します。
主な確認事項は、装飾灯等の処分についてです。

【ポイント】

- ・会合に向けた準備として、会員向けアンケートを事前に行い、
会合当日の出席が難しい会員の方の意向を把握しておくこともご検討ください。
- ・アンケート様式・設問などは産業振興課の地区担当へご相談ください。

商店街解散に向けたスケジュール（例：区道に装飾灯を設置している場合）

時期		作業	各段階
1年目 (年度)	4月	産業振興課への相談	第1段階
		装飾灯撤去の見積徴取、総会（役員会）の開催	
		→ 装飾灯撤去の決定、解散意向の確認	
	5月	装飾灯撤去時期（年度）の決定	
	6月	次年度の事業計画書を提出	
2年目 (年度)	6月	装飾灯撤去補助金の交付申請（例：東京都政策課題対応型商店街事業補助金）	第2段階
	12月	区街路灯の設置・通電	
	2月	商店会装飾灯の撤去工事	
	3月	撤去補助金の実績報告	
3年目 (年度)	5月	撤去補助金の入金	第3段階
	6月	装飾灯等維持管理費補助金（電灯料に関する補助金）の交付申請	
	9月	電灯料補助金の入金	
	3月	総会の開催	
		→ 清算人及び残余金の清算方法の決定	
		→ 商店会解散の決議	
4年目 (年度)	4月	残余金の清算	第4段階
	5月	清算人による決算報告	
	6月	産業振興課へ解散届の提出	

第2段階 財産の処分

1 装飾灯・アーチ・アーケードの撤去時期の決定

撤去時期を決定し、産業振興課へ連絡する。

【ポイント】

- ・区道の場合、商店会の装飾灯・アーチ・アーケードがある場所には、原則として、区の街路灯の設置がありません。
- ・装飾灯等の撤去に先行して、区の街路灯を設置する必要があるため、道路管理者との調整が必要になります。
産業振興課が調整を仲介しますので、撤去前に必ず事前にご相談ください。
- ・都道の場合、東京都・第二建設事務所への事前相談が必要です。

2 撤去に関する補助金の申請準備と申請

活用可能な補助金の内容、申請時期、要件などを確認のうえ、申請準備する。
補助金申請を行う。

【ポイント】

- ・撤去にあたっては東京都や大田区の補助金が活用できます。
- ・申請時期・要件など、必ず事前に産業振興課へご相談ください。
- ・撤去後に補助金を申請しても、補助金はお支払いできません。

3 撤去工事の実施・補助金の実績報告

都からの補助金交付決定、区街路灯の設置以降に、装飾灯等の撤去工事を実施する。
工事終了後に東京都へ補助金実績報告書を提出します。

【ポイント】

- ・区街路灯は商店会装飾灯と比べ、明るさが減少する場合があります。必要に応じ、沿道へご周知ください。
- ・区街路灯の設置・通電前に装飾灯を撤去すると、地域に灯りがない状態となるため、撤去工事の実施時期の調整にご協力ください。

第3段階 残余金の整理

1

残余金の確定

撤去工事にかかった工事費の清算や補助金の入金後に、残余金を確定します。

【ポイント】

- ・装飾灯等の撤去に関する補助金の入金は、実績報告の提出、都による審査の後になります。
- ・撤去までにかかった電灯料は翌年度、大田区に補助金を申請可能です。
- ・電灯料の補助金の申請時期は例年6月中旬、補助金の入金は9月末頃となります。

2

解散の決議と残余金に関する清算人・清算方法を決定

商店会の総会を開催し、解散を決議します。

あわせて、残余金の清算人・清算方法を決定します。

【ポイント】

- ・商店会の定款・会則・規則に則り、決議することが必要です。
- ・過去の商店会の事例などを参考にしたい場合、産業振興課へお問い合わせください。
- ・総会に向けた資料の文例など、産業振興課へご相談ください。
- ・清算方法によって、税が発生する場合があります。詳細は所管の税務署にご相談ください。

3

清算人が清算を実施

清算人は総会で決定した清算方法に基づいて清算を行います。

清算が終わり次第、清算報告をします。

【ポイント】

- ・清算報告書の文例など、産業振興課へご相談ください。

第4段階 解散届の提出

1

解散届の提出

「商業関係団体解散届出書（解散届）」を大田区産業振興課へ提出する。

【ポイント】

- ・添付書類として、解散を決議したことが分かる総会議事録の提出が必要です。
- ・届出様式は、産業振興課へご連絡ください。最新様式をお渡しします。

解散に向けた留意点

!

解散届を提出すると

大田区の商店会名簿から削除され、商店会に関する補助金が申請できなくなります。
親睦会等の任意組織として会の維持・継続は可能です。
再度、商店会として補助を受けるためには、新たな組織として1年以上の活動実績や商店会規則の整備等が必要になります。